研究ノート

# G.リュクスナーの『トーナメント書』(1530)に 関する一考察

楠戸 一彦(広島大学総合科学部)

A Study on the Book of "Tournament" (1530) by G. Rüxner

Kazuhiko KUSUDO (Faculty of Integrated Arts & Sciences, Hiroshima University)

#### はじめに

本研究の目的は、16世紀ドイツの紋章官であったG.リュクスナーの『トーナメント書』(1530年)の内容を分析することによって、その歴史的意義、特にスポーツ史的意義を考察することである<sup>1)</sup>。

ドイツにおいて、槍や刀を武器に騎馬で戦う軍 事訓練が「固定した規則」を有する「戦闘遊技 (Kampfspiel)」としての「トーナメント(Turnier)」 (騎馬戦)2)として登場するのは、[フレッケンシュ タインが明らかにしたように3)、12世紀であった。 しかし、このようなトーナメントに関する著作が 作成されるようになるのは、15世紀後半から16世 紀である。例えば、神聖ローマ皇帝マクシミリア ン1世は有名な画家である H.ブルクマイル (息 子) にトーナメントに関する豪華な細密画を描か せ、バイエルン公ウイルヘルム4世も画家オステ ンドルファーにトーナメントを描かせ、さらにア ウグスブルクの都市貴族である M.ヴァルターも トーナメントに関する豪華な細密画を作成してい る<sup>4)</sup>。こうした細密画による著作の他に、J.リュッ ゲン、W.von ライデンブッハ、M.ヴュルズンク、 L.von アイプらは、いわゆる「トーナメント年代 記」を残しているり。こうしたトーナメント書の 中でも最も有名かつ包括的なのは、1530年に出版 された G.リュクスナーの作品である。というの

は、彼の著作は、後述するように、938年から 1487年の間の36回のトーナメントを記述しており、 しかも今日に至るまで繰り返し再版や復刻版が刊 行されているからである。

リュクスナーのトーナメント書に関しては、L.A.F.von グンペンベルクやL.クーラスのを初めてとして数多くの歴史家が内容の分析を行っている<sup>61</sup>。しかしながら、これら従来の研究は、系譜学の観点から本書で言及されているトーナメントが歴史的事実であるかどうかという点に焦点が当てられており、トーナメントにおける競技方析の会になされていない<sup>71</sup>。そこで、本研究では、今後のトーナメント史研究の第一歩として、本書の史料的意義を分析するために、次のような課題を設定した。1)紋章官としてのG.リュクスナー、2)トーナメント書の刊行、3)トーナメント書の内容、4)内容の信頼性、5)トーナメント規則の内容。

## 1. 紋章官ゲオルグ・リュクスナー

著作の中で自らを「紋章官にして紋章精通者、別名ヒエルサレム」<sup>8)</sup>と称するゲオルグ・リュクスナー(Georg Rüxner)の経歴に関しては、次の点が明らかにされているだけである。(1) 1519年にフランクフルト a.M.で開催された神聖ロー

マ皇帝 (カール5世) の選定会議に関する報告書 を作成しており、従って皇帝マクシミリアンの時 代には「帝国紋章官」(Reichsherold)であった。)。 (2) ニュルンベルクの1525年と1526年の都市会計 帳簿に彼の名前が見られ、「神聖ローマ皇帝の紋 章官」あるいは「皇帝の紋章官エルサレム」と記 載されている。特に、1526年の会計帳簿からは、 彼が1198年のニュルンベルクでのトーナメントに 関する記録をニュルンベルク参事会に提出したこ とが明らかになる100。(3)彼の著作から、彼は 1530年には「ライン宮中伯とバイエルン公にして シュパンハイム伯であるヨハン2世」に仕えてい た紋章官であったことが明らかになるい。このよ うに、リュクスナーが「エルサレム」(Jerusalem) という別名を有する紋章官であったこと以外には、 生没年も含めて彼の詳細な経歴については不明で ある。

ところで、「紋章」(Wappen)は、家族あるい は団体の「彩色された図章徽章」(farbiges Bildkennzeichen) である。楯や兜に描かれる紋 章は、個々の戦士を視覚的に確認できる目印とし て、十字軍と関連して12世紀前半に登場した。し かし、13世紀になると、紋章は「家族全体の相続 しうる徽章」となり、封建制における相続問題と 関連して「法的拘束力を持つ妥当性」を獲得し た12)。15世紀になると、紋章を着用する習慣は領 邦貴族だけでなく都市貴族にも拡大した。この時 代になると、戦闘技術と武装の変化によって、紋 章は戦士を区別する徽章という本来の意味を失い、 トーナメントにおいて家系を証明する徽章として 大きな役割を果たすようになった。同時に、この ような徽章としての紋章の図柄は複雑化し、その 解釈には特別な知識が必要であった。この知識を 有するのが紋章官であり、皇帝や国王などの貴族 は独自の紋章官を任命していた。

トーナメントにおいて重要な役割を果たした紋章官の仕事は、「トーナメントへの招待、参加者のトーナメント資格の決定、トーナメント規則や宮廷作法及び騎士的徳の厳守の監視、年代記と紋章書の作成、紋章学に従った新たな紋章の作成、

紋章誤用への処罰、封土や貴族に関する訴訟の裁定、決闘の際の挑戦状の手交」などであった<sup>(3)</sup>。

### 2. 『トーナメント書』の刊行

リュクスナーは「トーナメント書」を作成する動機について、次のように述べている」。。「アウグスブルクの市民であるマルクス・ヴュルズンクが、ザルツブルク修道院の大膳頭であり騎士であるヒューブルクのハンス・フォン・デア・アルベンを讃えるために、トーナメントと呼ばれる騎士遊戯の規則を紹介するパンフレットを印刷させた」。しかし、このパンフレットは「系譜を悪用した罪人によって誤った方向に導かれており、私には決して信頼できるものとは思われない」。そこで、彼は本書の誤りを正し、ドイツ貴族を讃えてより、確なトーナメント書を作成することを自らの義務とした。

このように、リュクスナーの直接の動機は、ヴュルズンクのトーナメント書<sup>15)</sup> の誤りを正すことにあった。しかし、その背景には、一方では上述のニュルンベルクの事例に見られるように、自らの家系が貴族に由来することを証明したいという都市の市民、特に都市貴族の願望があり、他方では後述するように、都市貴族によるトーナメントを加を排除しようとする貴族の企てがあった。従って、貴族と都市貴族の双方にとって「系譜学」は非常に重要であり、トーナメントに参加した貴族の名前が列記されているリュクスナーの『トーナメント書』は、系譜学からも貴重な図書であった<sup>16)</sup>。

リュクスナーのトーナメント書は「ドイツ国におけるトーナメントの始まりと起源と由来」 (Anfang: vrsprung: vnnd herkommen des Thurnirs in Teutschen Nation) というタイトルを有し、「出版業を営み、ジーメルン宮中伯宮廷書記であるヒエロニムス・ロードラーによって印刷され、1530年10月最後の日に完成した」 $^{\text{III}}$ 。本書の出版者である Hロードラーは、既に1532年と1533年に再版を刊行している。

リュクスナーのトーナメント書は、ロードラーの死(1539年)後も今日まで数多くの抜粋版が刊行されている。1566年にはフランクフルト a.M. の有名な出版業者である S.ファイエルアーベントが抜粋版を出版し、1578年には1566年版の再版を出版している<sup>18)</sup>。彼は1579年にも抜粋版を出版し、1586年にはラテン語版を出版している<sup>19)</sup>。さらに、1590年には B.クラモリヌムによって<sup>20)</sup>、1628年には M.ゼバスティアンによって<sup>21)</sup>、1766年には J.ミューラーによって<sup>23)</sup> 縮刷版が刊行され、第二次世界大戦後も復刻版<sup>24)</sup> が出版されている。

#### 3. 『トーナメント書』の内容

H.ザックスの「トーナメント格言」(1541年)<sup>25)</sup> に大きな影響を及ぼしたリュクスナーのトーナメ ント書は表題、出版特許 (2<sup>r</sup>)、前書き (2<sup>r</sup>-7<sup>r</sup>)、 序文(1'-28')、本文(28'-402')、索引(403'-407') から構成されている。(表1を参照。本研究はバ イエルン州立図書館が所蔵する1530年版のマイク ロコピーと、1997年の復刻版に基づいている260。) 序論では、古代のギリシャとローマの歴史家や哲 学者の言説を引用しながら、トーナメントの起源 が論じられている。本論では、938年のマグデブ ルクでの第1回トーナメントから1487年のヴォル ムスでの第36回トーナメントまでと、1451年のニュ ルンベルクのトーナメントの全部で37のトーナメ ントが記載されている。各々のトーナメントに関 しては、最初にトーナメントの回数、主催者であ る諸侯あるいは騎士団の紋章図、4人の大会委員 (Turnierkönig) の紋章図、開催地である都市の 紋章図が掲載され、続いて参加した貴族の名前と 共に競技の経過に関する記述が続く。

各々のトーナメントに関する記述から、次のような競技会開催の経過あるいは競技方法が明らかになる<sup>27)</sup>。先ず、トーナメントの主催者は、開催の一年前までに「先発隊」(Turnierweber, vorreyser)を開催地となる都市に派遣する。彼ら先発隊は都市当局とトーナメント開催に関するさま

ざまな問題を交渉する。例えば、参加者の安全の 確保、開催期間中の参加者の諸特権の確保、競技 施設の建設、開催期間中の警備、宿舎と飼い葉の 手配、舞踏館の手配、など。他方、トーナメント 参加を呼びかける「招待状」が紋章官によって各 地の諸侯や騎士団に伝えられる。

トーナメントに参加しょうとする者は、競技開催前の日曜日には開催地となる都市の宿舎に到着していなければならなかった<sup>280</sup>。月曜日には、全参加者の登録受け付けの記名がなされる。同時に、参加者の中から大会運営を指揮する「実行委員」(Turniervogt)、参加資格の審査(Helmschau)と対戦の組み分け(Helmteilung)を行う老若男女からなる「競技委員」(Ältestenrat)、競技の際の紛争に対して白い棒を持って調停に当たる「審判」(Grießwertel)が選出された。火曜日には、兜と鎧及び剣などの武器の検査が行われると同時に、参加資格である貴族身分の確認と、参加者の組み分けが実施された。

競技は水曜日(あるいは木曜日まで)に実施された。試合に出場する騎士たちは、ラッパの合図で、柵で囲まれた競技場に入場する<sup>29)</sup>。競技場の中央には「綱」が張られており、2組に分かれた出場者はこの綱を挟んで対峙する。実行委員の試合開始の宣言の後、競技委員によって綱が切断され、競技が開始される。使用される武器は棍棒あるいは剣であり、競技時間は約2時間であった。この主要トーナメント(Hauptturnier)が終了した後には、余興として単騎の騎馬戦が実施された<sup>30)</sup>。

競技が終わった夜には舞踏会と表彰 (Dank) を伴う宴会が行われた。宴会と舞踏会には参加した騎士たちに随伴している婦人や娘たちも参加した。表彰に際しては、競技委員に選出された女性たちの中の4人の女性が、一等から四等までの賞品を「勝者」に授与した³¹¹。表彰された4人は次回のトーナメント大会の実行委員を務めなければならなかった。

表! 「トーナメント書」の内容

| 丁 数                                | 回                                       | 年月日          | 開催都市       | 主催者               | 信頼性 |  |
|------------------------------------|---|--------------|------------|-------------------|-----|--|
| 1 <sup>r</sup>                     | 本のタ                                     |              |            |                   |     |  |
| 1 <sup>v</sup>                     | 皇帝カール5世の紋章図                             |              |            |                   |     |  |
| 2 <sup>r</sup>                     | H. ロードラーが1527年10月4日に皇帝カール5世より得た出版特許状の写し |              |            |                   |     |  |
| 2 <sup>v</sup> -7 <sup>v</sup>     | トーナメント書の序言                              |              |            |                   |     |  |
| 1 <sup>r</sup> -28 <sup>r</sup>    | トーナメント書の序論                              |              |            |                   |     |  |
| 28 <sup>v</sup> -47 <sup>r</sup>   | 1                                       | 938. 1. 7    | マグデブルク     | 神聖ローマ皇帝ハインリッヒ1世   | ×   |  |
| 47 <sup>r</sup> -60 <sup>r</sup>   | 2                                       | 942. 7. 4    | ローテンプルク    | フランケン大公コンラート      | ×   |  |
| 60°-69°                            | 3                                       | 948. 11. 7   | コンスタンツ     | シュヴァーベン大公ルドルフ     | ×   |  |
| 69 <sup>v</sup> -77 <sup>r</sup>   | 4                                       | 969. 12. 6   | メルゼブルク     | マイセン辺境泊リダック       | ×   |  |
| 77 <b>"</b> -85 <b>"</b>           | 5                                       | 996. 1. 13   | ブラウンシュヴァイク | ザクセン辺境泊ルドルフ       | ×   |  |
| 86 <sup>r</sup> –95 <sup>r</sup>   | 6                                       | 1019. 2. 9   | トリーア       | 神聖ローマ皇帝コンラート2世    | ×   |  |
| 95 <sup>v</sup> -104 <sup>r</sup>  | 7                                       | 1042. 5. 4   | ハレ         | 神聖ローマ皇帝ハインリッヒ3世   | ×   |  |
| 104 <sup>v</sup> -114 <sup>v</sup> | 8                                       | 1080, 8, 16  | アウグスブルク    | シュヴァーベン大公ヘルマン     | ×   |  |
| 115 <sup>r</sup> -124 <sup>r</sup> | 9                                       | 1119, 11, 7  | ゲッティンゲン    | ザクセン大公ルドルフ        | ×   |  |
| 124 <b>*</b> -152*                 | 10                                      | 1165. 12. 6  | チューリッヒ     | バイエルン大公ヴェルフェン     | ×   |  |
| 152 <b>'</b> -161'                 | 11                                      | 1179. 1. 7   | ケルン        | ヘンネガウ伯フローレンツ      | ×   |  |
| 172 <sup>r</sup> -192 <sup>v</sup> | 12                                      | 1198. 2. 9   | ニュルンベルク    | 神聖ローマ皇帝ハインリッヒ6世   | ×   |  |
| 193 <sup>r</sup> -202 <sup>r</sup> | 13                                      | 1209. 2. 9   | ヴォルムス      | ライン騎士団            | ×   |  |
| 202°-212°                          | 14                                      | 1235. 11. 4  | ヴュルツブルク    | フランケン騎士団          | ×   |  |
| 213 <sup>r-</sup> 218 <sup>r</sup> | 15                                      | 1284. 10. 3  | レーゲンスブルク   | バイエルン騎士団          | 0   |  |
| 218 <sup>v</sup> -224 <sup>r</sup> | 16                                      | 1296. 8. 14  | シュヴァインフルト  | フランケン騎士団          | 0 . |  |
| 224*-229*                          | 17                                      | 1311. 8. 30  | ラヴェンスブルク   | シュヴァーベン騎士団        | ×   |  |
| 230 <sup>r</sup> -234 <sup>v</sup> | 18                                      | 1337. 11. 2  | インゲルハイム    | ライン騎士団            | ×   |  |
| 235 <sup>r</sup> -243 <sup>r</sup> | 19                                      | 1362. 1. 10  | バンベルク      | フランケン騎士団          | ×   |  |
| 243*-252 <sup>r</sup>              | 20                                      | 1374. 11. 13 | エスリンゲン     | シュヴァーベン騎士団        | ×   |  |
| 252*-262*                          | 21                                      | 1392. 11. 4  | シャッフハウゼン   | シュヴァーベン騎士団        | 0   |  |
| 262*-267°                          | 22                                      | 1396. 8. 29  | レーゲンスブルク   | バイエルン騎士団          | 0   |  |
| 267*-275*                          | 23                                      | 1403. 2. 4   | ダルムシュタット   | ライン騎士団            | 0   |  |
| 276 <sup>r</sup> -281 <sup>r</sup> | 24                                      | 1408. 10. 1  | ハイルブロン     | シュヴァーベン騎士団        | ×   |  |
| 281*-285°                          | 25                                      | 1412. 10. 25 | レーゲンスブルク   | バイエルン騎士団          | ×   |  |
| 285*-290*                          | 26                                      | 1436         | シュツットガルト   | ヴュルテンベルク伯ウルリッヒ    | . X |  |
| 291°-295°                          | 27                                      | 1439         | ランツフート     | バイエルン大公ルードヴィッヒ    | ×   |  |
| 300°-318°                          | 28                                      | 1479.1.6     | ヴュルツブルク    | フランケン騎士団          | 0   |  |
| 319 <sup>r</sup> -322 <sup>r</sup> | 29                                      | 1480. 8. 29  | マインツ       | ライン騎士団            | 0   |  |
| 322*-344*                          | 30                                      | 1481. 8. 26  | ハイデルベルク    | ライン騎士団            | 0   |  |
| 345 <sup>r</sup> -353 <sup>v</sup> | 31                                      | 1484. 1. 12  | シュツットガルト   | シュヴァーベン騎士団        | 0   |  |
| 354 <sup>r</sup> -359 <sup>r</sup> | 32                                      | 1484. 9. 7   | インゴルシュタット  | バイエルン騎士団          | 0   |  |
| 359 <b>*</b> -377°                 | 33                                      | 1485. 8. 22  | オノルツバッハ    | フランケン騎士団          | 0   |  |
| 377*-387°                          | 34                                      | 1486. 1. 10  | バンベルク      | フランケン騎士団          | 0   |  |
| 387*-394*                          | 35                                      | 1487. 8. 19  | レーゲンスブルク   | バイエルン騎士団          | 0   |  |
| 395°-402°                          | 36                                      | 1487. 8. 19  | ヴォルムス      | ライン騎士団            | 0   |  |
| 296 <sup>r</sup> -299 <sup>v</sup> |   | 1451. 3. 7   | ニュルンベルク    | ブランデンブルク辺境泊アルブレヒト | 0   |  |
| 402°                               | ジーメルン市の紋章図                              |              |            |                   |     |  |
| 403 <sup>r</sup> -407 <sup>r</sup> | 索引、                                     | 索引、丁づけなし     |            |                   |     |  |
| 407₹                               | 出版者、出版地、出版年                             |              |            |                   |     |  |

### 4. 内容の信頼性

リュクスナーのトーナメント書は、貴族の系図学に大きな影響を及ぼした。しかし、彼が本書において言及している史料は、上述のM.ヴュルズンクの著作だけである。H.シュタムやL.A.F. von グンペンベルクの研究が明らかにしているように³²³、リュクスナーのトーナメント書以前に、例えばJ.リュッゲン(1495)、W.von ライデンブッハ(1510)、L.von アイプ(1519)らによる「トーナメント年代記」³³³ が作成されているが、リュクスナーの著作にはこれらの著作に関する言及は見あたらない。また、個々のトーナメントの歴史に関する史料や記録に関する言及も見あたらない。

グンペンベルガーが指摘するように、既に16世紀後半には、J.シュツンプフや W.フントあるいは M.E.シュパンゲンベルクが、リュクスナーのトーナメント書の信頼性に対して疑念を表明している³40。また、1728年に刊行された著者不明の小冊子は、W.フントやJ.シュツンプフあるいは M.E.シュパンゲンベルクなどの言説を引用しながら、リュクスナーの信頼性に疑問を投げかけている³50。さらに、ニュルンベルクの参事会書記である J.ミューラーは、1766年に刊行した著作の中で、年代記など様々な文書に基づいてリュクスナーの叙述の信頼性を詳細に検討している³50。他方で、19世紀になっても E.H.クネシュケの「新ドイツ貴族事典」はリュクスナーの叙述をそのまま受け入れている³70。

ところで、L.A.F.von グンペンベルガーは「トーナメントでのグンペンベルガー家の人々」 (1862) と題する著作におて、自らの祖先の系譜の確認を目的として、リュクスナーのトーナメント書の信頼性を、さまざまな史料に基づいて検証している<sup>580</sup>。即ち、彼は W.von ライデンブッハや L.von アイプあるいは M. ヴュルズンクらのトーナメント年代記、W. フントらの系譜書、H.ミューラー(ニュルンベルク)らの都市年代記、同時代のさまざまな文書、これらに依拠しながら、リュクスナーの著作において言及されている全部で37のトー

ナメントに関する信頼性を検証している。彼によれば、次のトーナメントが同時代の史料によって確認される。1284年のレーゲンスブルク、1296年のシュヴァインフルト、1392年のシャッフハウゼン、1396年のレーゲンスブルク、1403年のダルムシュタット、1479年のヴュルツブルク、これ以後の8回のトーナメント。(表1における「信頼性」の欄を参照。)

#### 5. トーナメント規定

リュクスナーの「トーナメント書」には、トーナメントの競技規則とも言える3つの「トーナメント規則」(Turnierordnung)、即ち1479年のヴュルツブルク規則(Bl. 301'-308')、1481年のハイデルベルク規則(Bl. 333'-335')、1485年のハイルブルン規則(Bl. 372'-377')が所収されている。これらのトーナメント規則はリュクスナーによる創作ではなく、L.A.F.von グンペンベルクやH.シュタムの研究が示しているように、W.von ライデンブッハやL.von アイプのトーナメント書にも採録されている³9'。この意味では、リュクスナーのトーナメント書における3つのトーナメント規則に対する史料的意義は確定している、と言えよう。

経済的・政治的・軍事的に困難な状況に置かれていた15世紀の領邦貴族にとって、トーナメントは彼らの社会的地位を誇示する重要な祝祭であった。このため、彼らは「トーナメント団体」を結成し、「トーナメント規則」を制定して、特に都市貴族のトーナメント参加を排除しようとした400。1478年、ラインラント・シュヴァーベン・フランケン・バイエルンの4つのトーナメント団体の代表は、バンベルクの会議において従来の規定を総括した新しい規定(「バンベルク規定」)を制定した410。この規定は翌年のヴュルツブルクにおけるトーナメント大会から適用された。この規定は、た40後、1481年のハイデルベルク会議、1485年のハイルブルンでの会議において修正が加えられた420。

3つのトーナメント規則においては、個々の相 違はあるにせよ、次のような内容が規定されてい る。(1) 参加者及び同伴女性の華美な服装の禁止。 金糸銀糸が刺繍された衣服の着用や、金銀あるい は真珠のネックレスの着用などは禁止された。 (2) 犯罪者の排除。偽証罪、戦場からの逃亡、名 誉毀損、女性への侮蔑、高利貸し、殺人、謀反、 教会への侮蔑、姦淫などの罪を犯した者は、トー ナメント参加を拒否された。(3) 貴族でない者の 排除。4代に遡って貴族であることを証明できな い者、都市において市民となった者、商業に従事 する者、貴族ではない女性と結婚した者などは、 トーナメント参加を拒否された。(4) 剣の検査。 剣の幅と切っ先の形が検査された。(5) 罰則。規 則に違反した者は、参加者による侮蔑や舞踏会へ の参加禁止、あるいは馬と馬具の没収などの処罰 を受けた。また、彼らは競技場の柵の上に座らさ れて、参加者から屈辱されたり、以後のトーナメ ントへの参加を禁止された。

3つのトーナメント規則から上述のような内容を知ることが出来るが、例えば攻撃方法の制限や 勝者の決定方法などに関する規定は見あたらない。

#### おわりに

リュクスナーの「トーナメント書」は、その刊行以来今日まで、貴族の家系を明らかにするという系譜学的な観点から繰り返し着目されてきた。しかしながら、本書の内容の信頼性には、刊行当初から疑念が投げかけられていた。とは言え、既にLA.F.von グンペンベルクの調査が示すように、本書はリュクスナーの完全な想像の産物ではない。

他方、歴史的事実であると確認されたトーナメントに着目して、スポーツ史的な観点 (競技方法や競技規則) から本書の意義を考察すると、次のことが言えるであろう。(1) 本書から競技会開催の準備 (都市当局との交渉内容)、競技日程、参加登録や競技者の組み分け、競技開始の方法などを知ることができ、特に15世紀後半のトーナメン

トにおける競技方法を解明する上で重要な史料であると言えよう。(2) 本書に所収されている15世紀後半の3つのトーナメント規則から参加資格や使用武器あるいは罰則などを知ることができ、この時代のトーナメントにおける競技規則を解明する上で重要な史料であると言えよう。

しかしながら、現代のスポーツ大会をモデルにして本書における競技方法や競技規則を検討すると、例えば対戦の際の組み分けの方法、試合における攻撃方法と罰則、勝者の決定方法とその基準などなど不明な点が多く、この点に本書のスポーツ史的意義の限界があると言えよう。

### 注および参考文献

- 1) 本稿は拙稿の「スポーツ史学会第18回大会発表抄録集」、及び平成14年度~16年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書「ドイツ中世後期の『トーナメント』に関する基礎的研究」(平成17年3月)(以下「研究成果報告書」と省略)における「V.G.リュクスナーの『トーナメント書』の刊行と内容」(131-137頁)に加筆修正を加えたものである。
- 2) 筆者はこれまで「Turnier」(Tournament)を「馬上槍試合」と訳出してきた。しかし、 貴族(騎士)が騎馬で戦う競技で使用される 武器は、本稿で明らかにするように、必ずし も「槍」だけではなく、「剣」による戦いも 存在した。従って、本稿では「Turnier」を 暫定的に「騎馬戦」と訳出することにする。
- Fleckenstein, J. (Hrsg.), Das ritterliche Turnier im Mittelalter. Göttingen (Vandenhoeck & Ruprecht) 1985, S.235. フレッケンシュタインは、競技(Spiel)としてトーナメントが成立するメルクマールとして、(1)招待、(2)決定された場所、(3)固定した規則の3点を挙げている(Ibid., S.235)。
- 4) Burgmair, H. der Junger; Turnier-Buch (nach Anordnung Maximilians I.) 1529;

- Wilhelm IV. von Bayern, Turnierbuch. Gemelt von Ostendorfer. 1541; Walther, M., Tournierbuch. Ende des 15. Jahrhunderts.
- 5) Rügen, J., Turnierchronik. 1494; Raidenbuch, W. von, Turnierbuch. 1510; Wirsung, M., Von wann und umb wellicher Ursachen willen das loblich Ritterspiel des Turniers erdacht und zum ersten geuebet worden ist. Augsburg 1518; Eyb, L. von, Turnierbuch. 1519. トーナメントに関する史料については、拙稿の「研究成果報告書」における「IV. 「トーナメント」に関する史料」(123頁~129頁)を参照されたい。
- 6) Gumppenberg, L.A.F. von, Die Gumppenberger auf Turnieren. Nachtrag zur Geschichte der Familie von Gumppenberg. Würzburg (Gedruckt von Friedrich Ernst Thein), 1862; Kurras, L., Georg Rixner, der Reichsherold "Jerusalem". In: Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Reichsstadt Nürnberg. Bd. 69. S.341-344. 1982. なお、ドイツのトーナメントに関する先行研究については、拙稿の「研究成果報告書」における「IV.「トーナメント」に関する先行研究」 (139頁~155頁)を参照されたい。
- 7) なるほど、J.K.リュールは1479年のヴュルツ ブルクでのトーナメント規則の内容を紹介し ているが、彼の研究関心はトーナメント規則 の紹介にあり、リュクスナーのトーナメント 書の内容分析は不十分である。 Rühl, J.K., German Tournament Regulations of the 15th Century. In: Journal of Sport History. Vol.17. No.2. pp.163-182. 1990.
- Rüxner, G., Anfang, Vrsprung vnnd Herkommen des Thurnirs in Teutscher Nation. Simmern (Hieronyms Rodler) 1530.
  (Bayerische Staatsbibliothek. Res 2° Herald. 39.) Bl.1'.
- 9) Kurras. L., Turneirbuch aus der Kraichgauer Ritterschaft. Zürich (Belser Verlag)

- 1983, S.43,
- 10) Kurras, L, Ibid., S.42, 48-49. この文書の確認に関しては、今後の課題としたい。
- Rüxner, G., Ibid., Bl.1'.; Kurras, L., Ibid., S.42.
- 12) Kurras, L., Ibid., S.35.
- 13) Rixner, G., Turnierbuch. Reprint der Prachtausgabe Simmern 1530. Eingeleitet von Willi Wagner. Solingen (Verlag E.& U. Brockhaus) 1997, (Bibliothek für Familienforscher. Hrsg. von Dr. Eike Pies. Bd.2. Georg Rixner・Turnierbuch 1530). S.12. 本復刻版は「Rüxner」ではなく、「Rixner」と表記している。リュクスナー自身は「Rixner」と「Rüxner」の両方の表記を使用している。本研究では、多くの先行研究に従って「Rüxner」と表記する。なお、E.ピースの復刻版は、バイエルン州立図書館版に見られる「索引」(Bl.403'-40')及び「出版者、出版地、出版年」の記載(Bl. 407')を欠いている。
- 14) Rüxner, R., Ibid. Bl.l'. M.ヴュルズンクの 「正しいオリジナル」とは「マグデブルクの 聖マウリティウス修道院助任司祭であるヨハ ン・キルヒベルガー」(Bl. 1') が所持してい た文書である。
- 15) Würsung, M., Wann vnd vmb wellicher ursachen willen das löblich Ritterspil des turniers erdaht und zum ersten geübet worden ist. Augsburg (Sigmud Grimm) 1518. 本書は4つの紋章図と1つの戦いの図を有する全部で18丁の小冊子である。
- 16) リュクスナーはメックレンブルクの貴族たちのために系図(Historischer Auszug von dem Herkommen und Wappen der Koenige und Herzoge in Mecklenburg Anno 1530 von Georg Rixner, genendt Hierosalem Eraldo und Konig der Wappen)を、1530年に作成している。この他、彼はヘンネベルク伯やツオーレルン伯のためにも系図を作成している。Rixner, G., Ibid., S.11.

- 17) Rüxner, G., Ibid., Bl.407°. 本書は次のような 長い副題を有している。「Wieuil Thurnier hiß vff den letsten zu Worms, auch wie, vnd an welchen ortten die gehalten, vnd durch was Fursten, Grauen, Herrn, Ritter vnnd vom Adel, sie ieder Zeit besucht worden sindt. Zu lobwirdiger gedechtnus Romischer Keyserlicher Maiesat, vnnsers allergnedigsten Herrn, vnd alles Teutschen Adels, Hohen vnd Nidern stands voreltern, ausgangen. Mit Keyserlicher freuheyt Sechs jaren nitt nachzurucken, gedruckt bei Hieronyms Rodler in Simmern. 1530. この1530年版は E. ピースが編集する 「Bibliothek für Familienforscher」の第2 巻として、1997年に復刻版が刊行されている (注12を参照)。
- 18) Rüxner, G., ThurnierBuch. Wahrhafftige Beschreibung aller kurtyweil vnd Ritterspiel. Gedruckt zu Franckfurt am Mayn, im Jar M.D.LXVI. Gedruckt zu Franckfurt am Main, bey Georg Raben, in verlegung Sigmund Feyrabends vnd Simon Hüters. 1530年版が407丁だったのに対して、1566年版と1578年版は131丁である。1566年版は、K.R. Pawlas の編集によって1964年に復刻版が刊行されている。
- 19) Rüxner, G., Thurnierch, Das ist: Warhaffttigentliche vnd kurtze Beschreibung von Anfang, Vrsachen, Vrsprung vnd Herkommen, der Thurnier im heyligen Römischen Reich Teutsher Nation. Gedruckt zu Franckfurt am Mayn im Jar M.D.LXXIX. 1579年版は236丁と索引である。1586年のラテン語版の表題は「Franz Modius für die Pandectae triumphales. Francof. ad. M. impensis Sigismundi Feyerabendii MDL XXXVI」である(Gumppenberg, L.A.F.von, Ibid., S.5.)。
- 20) Clamorinum, B., Thurnirbuchlein, Ein

- newer Ausszug, aus dem alten Original, von 36. Thurniere, von Keyser Heinrichs des ersten zeit an, anno 936. bis auff Keyser Maximilianum den ersten, welcher regieret hat im 1487 Jar. Dresden 1590.
- 21) Münster, S., Cosmographia. Beschreibung der ganzen Welt. 本書は1820年と1824年に 再版が刊行されている(Abgedruckt in München 1820 bei Seybold, und 1824 bei Finsterlin)。
- 22) Schvbarti, G.S., Oratoris ac Historici Clarissimi, de Ludis Equestribus vulgo Thurnier= und Ritter=Spiel. Halae Magdeburgicae (Apud loh. Christoohorum Krebsium) 1725.
- 23) Müllers, J., Gründlich ausgeführter Discurs, Ob Georg Rixners, gewesenen Bayerischen Herolds, teutsches Thurnier=Buch. Nürnberg 1766.
- 24) 注の16と17を参照。
- 25) Sachs, H., Historia. Ursprung und ankunfft des thurniers, wie, wo, wenn unnd wie viel der im Teutschland sind gehalten worden. Nuernberg 1541. In: Hans Sachs's Werke. Bd.II. Hrsg. von Adelbert von Keller. Rep. der Ausgabe Stuttgart 1870. Hildesheim 1964. S.342-352.
- 26) 注7及び注12を参照。
- 27) 以下で述べる競技経過あるいは競技方法は、W.ワーグナーの言及を参考にしながら、いわば「理想型」として構成されるものである。Wagner, W., Einführung. In: Rixner, G., Turnierbuch. Reprint der Prachtausgabe Simmern 1530. Eingeleitet von Willi Wagner. Solingen (Verlag E.& U. Brockhaus) 1997, S.16-20.
- 28) 表1が示すように、トーナメントは2月や8 月あるいは10月など、特定の時期に開催され てはいない。また、トーナメント規則には、 同伴する女性や従者あるいは馬の数が定めら

- れている。
- 29) 競技場は都市内の広場に設営された。都市当局による競技場の設営、あるいは主催者と都市当局との交渉については、次の論稿を参照されたい。Zotz, T., Adel, Bürgertum und Turnier in deutschen Städten vom 13. bis 15. Jahrhundert. In: Fleckenstein, J.(Hrsg.), Das ritterliche Turnier im Mittelalter. Göttingen 1985. S.450-499.
- 30) 15世紀後半には単騎の騎馬戦として、「シュテッヘン(Stechen)」(軽武装で、殺傷力のない槍による戦い)、「レンネン(Rennen)」(重武装で、殺傷力のある槍による戦い)、「イタリア式シュテッヘン(Welsches Stechen)」(柵を隔ててのシュテッヘン)、「ゲゼレンシュテッヘン(Gesellenstechen)」(若い従者によるシュテッヘン)が実施された。
- 31) 競技方法の中でも最も重要である勝者の判定 者や選定基準については、残念ながらリュク スナーは言及していない。この点については、 今後の課題としたい。
- 32) Stamm, H., Das Turnierbuch des Ludwig von Eyb (cgm 961). Stuttgart (Hans-Dieter Heinz Akademischer Verlag) 1986. 特に、31頁から81頁における「トーナメント年代記」に関する叙述を参照。 Gumppenberg, L.A.F. von, Die Gumppenberger auf Turnieren. Nachtrag zur Geschichte der Familie von Gumppenberg. Würzburg (Friedrich Ernst Thein) 1862. 特に、5頁から42頁の序論を参照。
- 33) H.シュタムによる J.リュッゲン (Rügen, J., Chronik vnnd Verzaichnus von Vrsprung vnd Anfang der turnir. 1494. Bayerisches Hauptstaatsarchiv, München. Nothaft Lit. 62, 689, 1200) と W.von ライデンブッハ (Raidenbuch, W.von, Turnierbuch. 1510) に関する指摘 (Ibid., S.41-42, 51-52) と、L.A.F.von グンペンベルクによる W.von ライデンブッハのトーナメント書の復刻 (Ibid.,

- S.50-74, 83-163) を参照。
- 34) Gumppenberg, L.A.F. von, Ibid., S.7. (Stumpf, J., Gemeiner löblicher Eidgenossenhaft, Stetten, Landen und Volkern chronik-würdiger Thaten Beschreibung. 1587; Hund, W., Bayrisch Stammenbuch. Ingolstadt 1585; Spengenberg, M.E., Mansfeldische Chronica. Eisleben 1572.)
- 35) Das Urtheil beruhmter Geschiechtschreiber von der Glaubwürdigkeit der Teutschen Thurnier=Bucher. 1728.
- 36) Müller, H., Gründlich ausgeführter Discurs, ob Georg Rixners, gewesenen Bayrischen Herolds, teutsches Thurnier=Buch pro Scripto Authentico zu halten, und wie weit demselben Glauben zu zustellen sey. Zweyte Theil des Nürnbergischen Schönbart=Buchs und Gesellen= Stechens. 1766.
- 37) Kurras, L., Turnierbuch aus der kraichgauer Ritterschaft. Kommentar zur Faksimileausgabe des Cod. Ross. 711. Zurich (Belser Verlag) 1983. S.51. (Kneschke, E.H., Neues allgemeines deutsches Adels-Lexikon. 9 Bde. Leipzig 1859-1870.)
- 38) Gumppenberg, L.A.F. von, Ibid.; Ders., Nachrichten uber die Turniere zu Würzburg und Bamberg in den Jahren 1479 und 1486. In: Archiv für Historische Verein von Unterfranken. Bd.19, S.164-210, 1866.
- 39) 注5及び31を参照。3つのトーナメント規則の詳細な分析に関しては、今後の課題としたい。
- 40) このような団体は、既に13世紀の後半には出現する。例えば、1265年にはバーゼルで「オウム」(Psitticher)と「星」(Sterner)という名称の騎士団体が存在した。しかし、これら初期の団体は、むしろ政治的一軍事的な結びつきであり、トーナメント参加(主催)は社交的な副次物であった。 Meyer, W., Turniergesellschaft. Bemerkungen zu so-

zialgeschichtlichen Bedeutung der Turniere im Spätmittelalter. In: J. Fleckenstein (Hrsg.), Das ritterlichen Turnier im Mittelalter. Göttingen 1985. S.500-512. ここでは 503頁。しかし、14世紀半ばになると、例えば1361年のバイエルンのトーナメント団体に見られるように、トーナメントの開催を目的とする「トーナメント団体」が結成されるようになる。Dokumente zur Geschichte von Staat und Gesellschaft in Bayern. Hg. von K. Bosl, Abteilung I: Altbayern vom Frühmittelalter bis 1800. Teil 1: Vom 1180 bis 1550. München 1977. S.230-233 und 356-359. トーナメント団体の歴史に関しては、今後の課題としたい。

- 41) J.K. リュールによれば、1478年にバンベルクで作成された規定は、1479年のビュルツブルクでのトーナメントの際に、ラインラント、シュヴァーベン、フランケン、バイエルンの4つの団体の代表によって署名され、このトーナメントに適用された。「彼らはビュルツブルクに結集し、国家的なレベルの連盟である4地域の騎士団体を創設した」。Rühl, J.K., Ibid., p.172.
- 42) Rühl, J.K., Ibid., pp.172-182. 規則が修正される経緯については、今後の課題としたい。